2014.09 JAバンク福井県信連 Report



福井県信用農業協同組合連合会

1.	地域貢献に関する取り組み・・・・・1
2.	主要勘定の状況・・・・・・・2
3.	損益の状況・・・・・・・・・2
4.	単体自己資本比率・・・・・・3
5.	不良債権の状況(単体)・・・・・4
6.	有価証券時価情報・・・・・・・5

地域貢献に関する取り組み

当会は、福井県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、 お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融 機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

その資金の大半は、県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

さらに、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

なお当会は、協同組合の相互扶助の精神を大切にし、以下のような地域貢献活動を実施 しております。

1. 地域密着型金融への取組

農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

当会では、金融円滑化にかかる基本的方針を制定し、対応体制を整備し、他の取引金融機関とも連携して、新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応やお客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援等を積極的に対応しております。

<金融円滑化の実施状況>

(単位:百万円、件)

債務者が中小企業者である場合	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	586	1, 239	1, 480	1, 740	1, 806
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	13	25	32	41	44

債務者が住宅資金借入者である場合	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	8	8	8
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	1	1	1

2. 文化的·社会的貢献活動

- (1) 農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした「JAバンクアグリサポート事業」を展開しています。
- (2) 「福井県中学校軟式野球選手権大会」、「YOSAKOIイッチョライ」等県内開催の各種イベントへの特別協賛を行っております。

3. 各種相談会の開催

年金相談会、住宅ローン相談会を開催しております。さらに、顧問税理士が、県下 JA組合員の皆様からの相続税・贈与税相談等に対応するなど、地域の皆さまの相談 にお答えし、また、お役に立つ情報をお伝えしております。

主 要 勘 定 の 状 況

(単位:百万円)

			平成26年9月末	平成26年3月末	平成25年9月末
貯		金	641,281	628,626	629,186
貸	出	金	74,960	76,120	75,686
預	(†	金	386,233	353,859	363,590
有	価 証	券	203,500	220,886	209,405

注 貯金には譲渡性貯金が含まれています。

損 益 の 状 況

(単位:百万円)

				平成26年度半期	平成25年度半期	平成25年度
経	経 常 利 益		廿	1,934	1,991	3,042
当	期	剰余	金	1,589	1,542	2,532

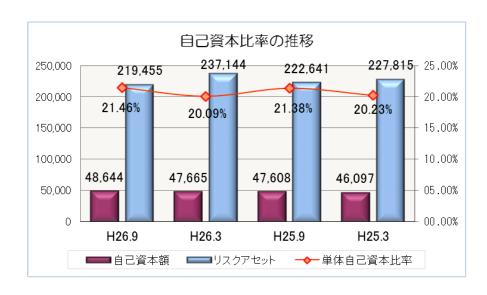
単 体 自 己 資 本 比 率

(単位:%)

平成26年9月末	平成26年3月末
21. 46	20.09

(注)

金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。



不良債権の状況(単体)

【金融再生法開示債権】

(単位:百万円)

債 権 区 分	平成26年9月末	平成26年3月末	増	減
破産更正債権および これらに準ずる債権	1,102	1,038		6 4
危 険 債 権	192	196	Δ	4
要管理債権	1	ı		-
小計	1,295	1,235	_	5 9
正常債権	74,101	75,338	Δ	1,236
合 計	75,396	76,573	Δ	1, 176

(注)

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者 に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債 権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権 3カ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
- ④ 正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以 外のものに区分される債権をいいます。

有 価 証 券 時 価 情 報

【有価証券】

(単位:百万円)

	平成26年9月末			平成26年3月末		
区分	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	-	-	_	_	_	_
満期保有	7,500	7,500	_	11,499	11,499	_
その他	190,752	196,000	5,248	205,417	209,386	3,968
合 計	198, 252	203,500	5,248	216,917	220,886	3,968

(注)

9月末の有価証券の時価は9月末日における市場価格等に基づく時価としています。

取得価格は、売買目的有価証券については取得価額を、満期保有目的有価証券またはその他有価証券については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しております。

